

令和3年度 板橋区立桜川中学校 学校経営方針

令和3年4月1日

校長 関屋 裕之

1 学びのエリアのめざす子ども像

- 自分の考えや思いを表現できる子ども
- 主体的に考え、課題をやり遂げる子ども
- 地域の中で育ち、地域で活躍する子ども

2 本校の教育目標

- よく考え実行する生徒
- 心の豊かな視野の広い生徒
- 健康でたくましい生徒

3 今年度の最重点教育活動

- ICT機器を活用し、より興味・関心を引きつける授業、より分かる授業を展開するとともに、一人一台端末を活用し、生徒の学習意欲を高める。
- 特別活動（学級活動）の研究を深め、9年間の活動に系統性をもたせ、計画的に指導実践する。
- オリンピック・パラリンピック教育を、様々な教育活動の中で行う。
- 特別な支援を必要とする生徒に対する教員の指導力向上を図る。
- 関係諸機関と連携し、不登校生徒の減少を図る。

4 指導の重点

（1）各教科等

- 授業力向上のために、板橋区授業スタンダードを基に「めあて」「ながれ」「まとめ・振り返り」の流れに沿った授業革新を積極的に進め、教員間の授業観察による相互評価等により、指導法の工夫改善に努める。
- 「心の教育」を基本理念とし、道徳教育推進教師を中心に、「特別の教科 道徳」をはじめ全教育活動を通して道徳教育を推進する。特に「思いやり、感謝」「遵法精神、公德心」「よりよい学校生活、集団生活の充実」を学びのエリアの重点的指導項目とし、オリンピック・パラリンピック教育との連携をめざしながら実践を図る。
- ローテーション道徳を行い、教員の指導力向上及び生徒の道徳に対する興味・関心を高める。
- 「総合的な学習の時間」において探究的な活動を展開することにより、課題発見・解決力、情報収集力、論理的思考力、コミュニケーション力、表現力等の汎用的な力を高めていく。
- 協働的な学習を通して、学び方やものの考え方を身に付け、問題解決や探究活動に主体的・創造的に取り組む態度及び自己の生き方を考えることができる「生きる力」を育てる。
- 生徒会活動、学年・学級行事などを通して、望ましい集団活動を行う中で、集団や社会の一員としての自覚を高め、よりよい生活や人間関係を築こうという態度を身に付けさせる。
- 学級活動において、学びのエリアでの相互の授業参観や文部科学省初等中等教育局教科調査官からの指導を受けながら、小中で連携した研究を深め、小中9年間の系統性のある学級活動を実践し、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築を図る。

(2) 板橋のiカリキュラム

- 「生きる力」の育成に必要な、基礎的、基本的な学力の定着を図るため、所属学年各教科の教科書を正しく読めるようにし、文章や情報を正確に読み解き、対話する力を育成する。また、リーディング・スキル・テストを活用し、生徒の読み解く力を把握し、育成する。
- 里山体験学習の事前学習や実体験を通して、身近な環境問題について考えさせ、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するE S D及びS D G sの視点に立った環境教育を推進する。
- 自己理解を深め自らの生き方を考えさせるために、キャリア教育を充実させ、職業調べや職場体験等を通し、正しい職業観・勤労観を養う。また、「キャリア・パスポート」を活用し、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成する。
- 地域愛、郷土愛を育成するために、社会科や総合的な学習の時間等を通して、地域を学び、地域と連携した教育活動を実践していく。

(3) 一人一台端末の活用

- ・各教科等の目標や内容と情報活用能力の関連及び情報活用能力の系統性を意識して指導する。
- ・情報活用能力を育成するために、情報活用の実践力を付け、情報社会に参画する態度を養う。
- ・情報活用の実践力を付けるために、I C Tの基本的な操作、情報の収集・整理・発信について理解を深めさせる。
- ・情報社会に参画する態度を養うために、情報モラル・情報セキュリティに関する知識・技能を身に付けさせ、自分の考えを深めさせる。
- ・各教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動、セーフティ教室等、学校教育全体で推進し、すべての生徒に情報モラルが身に付くよう指導する。

(4) 特色ある教育活動

- 学力向上をめざし、特別活動の学級活動において研究を深め、小中9年間の系統性のある学級活動を実践する。
- 生徒の夢や希望が実現できるように、三者面談を効果的に活用し、学校と生徒・保護者との連携を図り、生徒理解に努め、生徒への助言を通し、より良い中学校生活を送れるように支援していく。
- 地域に目を向けながら、ボランティア活動や勤労体験などを通して、自主的な態度や社会性の育成を図る。
- 生徒に質の高い教育を提供するために、教員の心身の健康保持と、「誇り」と「やりがい」をもち専門性を発揮できる環境を整える。

(5) 生活指導

- 厳しさ（毅然とした指導）の中に温かさ（寄り添う指導）を感じることで生活指導を実践するために、学年、学級の枠を越え、全教職員で共通理解を進め生活指導の充実を図る。
- 配慮や支援を要する生徒に対応するために、関係諸機関及びS T E P U P教室との連携を深め、学校サポート会議を開き、方向性を確認しながら生活指導の体制を充実させる。
- 夏季休業日前に、全学級で「S O Sの出し方に関する教育」を行い、様々な困難やストレスの対処方法を身に付けさせる。

(6) 安全指導

- セーフティ教室等を通じ、携帯電話やインターネットの適切な使い方やS N Sに関するトラブル、サイバー犯罪について理解し、安全に利用できるようにさせる。
- 交通安全に対する知識・理解を深め、自転車の安全な乗り方と歩行者としての安全マナーについての指導を重点的に取り組む。

○災害の種類や状況、想定時間等を変えた避難訓練を月1回以上実施し、生徒の思考力・判断力を高めることによって、適切な意志決定ができる能力や態度を育てる。

(7) いじめ・不登校対策

○「学校いじめ防止対策基本方針」に基づき、いじめの防止や早期発見のために、いじめ防止授業を年3回以上行い、うち1回は土曜プランで公開する。

○スクールカウンセラーやSSWとの連携による心の教育の充実を図り、いじめ防止やいじめの早期発見、不登校対応等の教育相談活動を推進する。

○hyper-QU や学校生活アンケート等の活用を図り、子ども家庭支援センターや児童相談所などの関係諸機関とも連携し、不登校生徒の出現率を下げる。

(8) 体力向上

○1校1取組として、体力向上推進計画に基づき、体力向上を意識させ、巧緻性を高める取組と全身持久力向上に取り組む。

○体力向上並びに食育を推進するために、生徒会委員会を活用し、保健分野、食育分野との連携を図る。

○コロナ禍で高まった健康に対する意識を、コロナ収束後も持ち続け、インフルエンザ等の感染症予防対策につなげていく。

(9) 特別支援教育

○生徒の能力や特性に応じた個別指導計画及び学校生活支援シートをもとに指導を行い、心身の調和のとれた発達を援助するために、特別支援教育コーディネーターを中心に、STEP UP教室と連携し全校体制で特別支援教育に取り組む。

○特別支援教育推進のために、合理的配慮やユニバーサルデザインについての理解を深め、特別な支援を必要とする生徒に対する教員の指導力向上を図る。

(10) 学校段階等間の接続

○「学びのエリア 桜川学園」として、桜川小学校との小中一貫教育を推進する。

○各教科及び道徳、総合的な学習の時間についての指導内容・指導方法について小学校との連絡を密にして連携を図る。

○小学生の中学校授業体験、生徒会役員による中学校紹介、中学生による合唱披露、中学生による小学校の運動会の準備・片付けの手伝い、中学校の定期演奏会への招待等、異校種間交流を推進するとともに、中学校の実技教科の教員が桜川小学校に行き、乗り入れ指導を行う。